

大宰府覚書 (三) — 国宰・大宰とミコトモチ —

亀井輝一郎

社会科学教育講座

(平成十七年九月三十日受理)

(一)

筆者は先に「大宰府覚書—筑紫大宰の成立⁽¹⁾」および「大宰府覚書(二)—吉備の総領と大宰⁽²⁾」と題する小稿において、筑紫と吉備の大宰について幾許かの整理を行ない、考えるところを述べた。詳しくは前二稿を参照していただきたいが、その要点は、総領と大宰は設置の背景も時期も異なるものであり、大宰は斉明朝の百済救援の軍事行動と天皇の朝倉橘広庭宮への西下を契機として吉備と筑紫に設置された「臨時の軍政府」機能を有する機関であること、『日本書紀』が大宰(筑紫)の初見を推古十七年とするのは編者の潤色架上で、皇極・孝徳紀の記事も同様に考えられること、吉備大宰は天智朝後半には廃止されたが、壬申の乱後の天武朝に一時的な再置がなされたと考えられること、これに対し総領は屯倉の系譜に連なるものであり、複数の屯倉・田領(令)を管轄する上位の官であること、などであった。

総領は吉備の児島屯倉の田令と白猪屯倉の田令の正・副関係⁽³⁾から窺われるように、某屯倉の田令が総領を兼任することがあったのである。勿論、複数の屯倉が存在する地域の全てに総領が置かれたのではなく、重

要地域に限って任命された官であった⁽⁴⁾。それはちょうど奈良時代の按察使⁽⁵⁾が特定国司の兼任で近隣諸国の行政を監察したことに類似した方ということができる。また総領の名称の由来は、参議という官職名が「朝政に参議する」⁽⁶⁾(参議朝政)から生まれたように、「田領を総べる」(総田領)という表現から生じたと考えられるのである。

では、「大宰」という名称の起源・由来はどのようなものであったのであろうか。筑紫大宰・吉備大宰にしろ、(令制)大宰府にしろ、「大宰」の名称の起源・由来については、これまで余り論じられてこなかったのではなからうか⁽⁷⁾。だからといって何らの説明を要しないほど自明のことであるという認識が定着している訳でもない。小稿ではこの点を中心に若干の整理を行なうこととしたい。

(二)

まずはじめに大宰の訓みについてみておくことにしたい。

『和名類聚抄』(巻五・官名)によれば大宰府は「於保美古止毛知乃司」と訓まれており、大宰がオホミコトモチと訓まれていたことが知られる。

『積日本紀』の「秘訓」には大宰の訓みは記されていないが、オホミコトモチは『書紀』の写本等にみられる大宰・大宰府の訓みと一致している⁽⁶⁾。オホミコトモチはオホ+ミコトモチであり、オホは大に、ミコトモチは宰に対応することは明らかである。宰はミコトモチと訓まれていたのである。いうまでもないが宰という漢字（中国文字）にミコトモチという訓みがあった訳ではなく、ミコトモチという和語に宰という漢字を当てたのである。この和語と漢字の関係は令制下の、例えば庸という税目の訓がチカラシロ、雑徭がクサグサノムキと訓まれていることなども類似しているといえよう。

ミコトモチという和語はミコト+モチであり、ミコトはさらにミコトに分けることができるが、その中核はコトにある。コトバ・コトダマのコトと共通するものであろう。このことは『積紀』の師説などからも窺えるのである。宰について『積紀』（巻十一・積義七）は「私記曰、師説、令持^レ天皇御言^一人也、故称^二美古止毛知^一」と記しており、ミコト^レ天皇の言葉をモチ^レ持つ^レ奉ることであり、その人を意味する言葉であることが確認できる。ミコトモチは天皇（大王）の命令を奉じて事を行なう人ということになる。

漢字「大」に対する和訓オホはオホキイのオホであり、その意味は文字通り大きい・立派であるといったところであらう。ところが古代の文献で大のつく名辞をみると、一つの傾向が窺えるように思われる。

例えば津（港湾）で「大」津と大が付されるものは、難波大津や那大津（筑紫）・近江の大津・住吉津など極限られたものであり、大は規模の大きい・立派な重要な港といった意味を有すると思われる。その事は王権（国家権力）と結び付き、その管下にあった重要な港湾に大を付して大津と称したことが窺えるのである。

寺院についても同様の傾向が「大」寺にみられる。『書紀』天武九（六八〇）年四月に「凡そ諸寺は、今より以後、国の大寺たるもの二三を除きて、以外は官司治むること莫れ」という詔が出されており、大寺が官司の管理する寺、王権（国家権力）と深い関わりのある寺を指す称であることが知られる。この時、飛鳥寺は官司の関与する寺ではないが、然も元より大寺として、官司恆に治めき。復嘗て有功れたり。是を以て、猶し官治むる例に入れよ」と例外としていることは、「大」寺の何であるかを示唆するものであろう。

ところで寺院については、固有の名称に大寺を有するものがある。『書紀』舒明十一（六三九）年七月条に「詔曰、今年、造^二大宮及大寺^一。則以^二百済川側^一為^二宮廼^一。是以、西民造^レ宮、東民作^レ寺。便以^二書直縣為^二大匠^一」とある百済大寺である。天平十九（七四七）年の『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』によれば厩戸皇子の熊凝道場に起源し、厩戸の死に際して大寺としての造営を託された田村皇子（舒明）が百済川の辺りに建立したとある。厩戸皇子云々は仮託の可能性があるともいわれるが、その後、天武二（六七三）年十二月に美濃王・紀臣訶多麻呂を造高市大寺司に任じ、百済大寺を高市の地に移し建てた。高市大寺、大官大寺であるが、更に平城遷都にともない大安寺として再び移建されたのであった。百済大寺から大安寺に至る経過から、この寺院が一貫して王権（国家権力）によって造営され運営されたものであることは明らかであり、天武九年の詔と合わせみるならば、「大」寺がいかなるものかを十分に窺うことができよう。しかも『大安寺縁起』などからは、舒明天皇の創建に始まるこれら一連の寺院に、その皇后宝皇女（皇極・斉明天皇）や彼等の子供の中大兄（天智天皇）・大海人皇子（天武天皇）が深く関与していることが知られるように、古代国家の近代化¹¹ 律令国家の樹立を推進

した舒明系の王統と不可分の関係の「大」寺であったのである。

ところで舒明系の王統が古代国家の近代化を推進したこの時期に、「大」に関係する儀礼が整備されたことも注目してよいのではなからうか。天皇即位儀礼の一代一度の大嘗祭がそれである。大嘗祭は農耕儀礼の秋の収穫祭である新嘗祭を根幹とし、大化前代の服属儀礼である食物供献と結合して、宮廷儀礼の食国（ヤスクニ）儀礼として整備されたニヒナメ（ヒ） || ヤスクニ儀礼を淵源としたものといわれる。その語義については『続日本紀』天平神護元（七六五）年十一月二十三日条に、称徳天皇の大嘗祭に関連して「今勅りたまはく、今日は大新嘗のなほらひの豊明聞し行す日に在り」と、大嘗を「大新嘗」（おほきにひあへ）と表記しているように、大+新嘗からきたことが窺われる。新嘗のなかの「大」といっているのである。

一 国宰・大宰とミコトモチ

また、養老神祇令に規定する令制祭祀の相嘗祭や神嘗祭も同様に、相+新嘗であり、神+新嘗であろう。ニヒナメはニヒ（新穀）+ノ+アヘ（饗）の約まったものであるが、それに新嘗の文字を当てたのはそれほど古いことではない。「嘗」は中国で新穀を祖先に供える秋の祭祀を意味する字であることから、ニヒナメの漢字表示として導入したのであろう。神嘗祭は伊勢神宮の新嘗祭で奉幣使が派遣され、相嘗祭は畿内等の特定の神社が十一月上卯の日に朝廷からの幣帛を受けて行なう新嘗祭であるように、新嘗から派生して政治性をもって整備されたこれら祭祀は王権（国家権力）と不可分であった。相嘗祭の初見は天武五（六七六）年十一月三日条の「相新嘗の諸の神祇に祭幣帛る」（ヒ）である。即位儀礼としての大嘗の確実な例は持統五（六九一）年十一月と見られるが、『書紀』天武紀の二年十二月の大嘗は即位儀礼と考えられないことはないが、五年九月に新嘗に際して斎忌（ユキ）と次（スキ）の国郡が卜定されており、

即位儀礼の大嘗祭が未だ独立していない過渡的な状況にあったとも考えられるのである。

新嘗から派生した「大・相・神」嘗祭の成立、なかでもその漢字表記の成立に大きな時間的な隔たりがあったとは考えにくく、ある一定の期間での成立を想定することは許されるであろう。それが古代国家の近代化と不可分であったことも認めてよいであろう。

このように見てくると「大」の例は七世紀後半以降の舒明系王統との密接な関連が窺えそうである。勿論全てをこのように理解することにはなお慎重でなければならぬとしても、「大」の強調は遣隋使以降の東アジアの激動のなかで、中国の政治文化を受け入れ、近代化を目指した勢力の存在を抜きにしては理解できないのではなからうか。大宰が斉明朝の百済出兵と朝倉橘広庭宮への西下にもなつて置かれた臨時の「軍政府」と考えた前二稿とも矛盾しないのである。

「大」をこのように考えるに際して、舒明系に顕著に見られる「皇祖」の使用例は参考にされてよい事例ではないかと思われる。

養老公式令23の「皇祖」には、皇帝（天皇）の先祖あるいは始祖の意と亡祖父の二義があるといわれるが、いずれにしても、押坂彦人大兄皇子（舒明の父、皇極の祖父）を皇祖大兄といい、『書紀』大化二年三月二十日条、糠手姫皇女（舒明之母）を嶋皇祖母命（天智三年六月条）、吉備姫王（皇極之母）を吉備嶋皇祖母命（皇極二年九月十一日条）、さらに皇極天皇自身に皇祖母尊の称が奉られている（孝徳即位前紀）ように、「皇祖」という律令的・中国的な称号が天智・天武天皇からみて祖父母に当たる人物を中心に奉られていることは、一つの傾向として注目されるのである。

(三)

ここでは大宰(府)を除いて、「宰」の字が『古事記』及び『書紀』・『続日本紀』でどのように使用されているかを概観しておきたい。この三書の「宰」を整理したのが表1である。⁽¹⁴⁾

まず表1に整理したように、宰が名詞として使用されている場合と動詞として使用されている場合の二様が知られる。

動詞の場合、『書紀』⁽¹⁵⁾は「おさめる」、「続紀」の場合も「つかさどる」と訓み、いずれも大王(天皇)が主語であって、「統治する・支配する」の意味と理解される。王権の統治に関わる用字である。名詞の場合、『書紀』と『続紀』では少し様相を異にしているといえよう。

『書紀』では大王(天皇)の代理として事に当たる、まさに「ミコトモチ」としての色合いが顕著である。「新羅宰」(神功撰政前紀)は新羅に留め置かれたヤマト王権の使臣であり、「海人之宰」(応神三年十一月条)も王権に従わない海人を平定するために派遣された阿曇連祖大濱を平定後に大王の代理として任じた地位を意味している。孝徳紀の中臣鎌子についての宰臣は『続紀』に顕著な宰相・宰輔⁽¹⁶⁾に相当する意味の語であるが、漢語というよりは「ミコトを受けた臣」といった和語的表現と考えられる。

『書紀』には国宰の表記は一例もないが、このことは大化改新詔をめぐる「郡評論争」で周知のように、評の字が大宝令によって全て郡の字に換えられたのと同様に、国宰の表記が国司に置き換えられた結果と考えられる。⁽¹⁷⁾この点は『記』清寧段のオケ・ユケ王の説話⁽¹⁸⁾にみえる「針間国⁽¹⁹⁾之宰」山部連小楯が、『書紀』では「遣於播磨国司」、山部連先祖伊豫来目部小楯(清寧二年十一月条)、「播磨国司山部連先祖伊豫来目部小楯」(顕宗即位前紀)のように播磨国司と表記されていることから明らか

かであろう。『書紀』編纂時の原史料には国宰と記されていたと考えて大過ないと思われる。

『続紀』では国司に相当する国宰・司宰やその中国的表現の牧宰と、わが国では議政官クラスにも相当する宰相・宰輔の大きくは二つの表記がみられる。

『続紀』も後者の表記は聖武紀以降に顕著にみられるが、前者では『書紀』に類似した用例が多い。文武三(六九九)年七月条に多櫛・度感ら南西諸島の人が朝宰に従い来り方物を献じたとある「朝宰」は、前年に派遣された覓国使を指す用語で本来の使節名は覓国使と考えられる。それを朝宰と表現したのは大王(天皇)のミコトをもつてある目的のために畿外に派遣される使節であったからであり、その点では任務を異にするけれども大宰・国宰と共通する属性を有していたのである。この三者に共通する属性は「ミコトモチ」であり、既に触れたようにその漢語表現が「宰」であることは明らかである。この記事には「度感嶋、中国に通ふこと、是に始まる」と記すように、わが国を「中国」と表現していることは中華思想の影響を受けたものである点に注意したい。朝宰は朝廷の派遣したミコトモチの意味であるが、「宰」に「中国」の表現との類似性が窺えるように思われるのである。

宰の名詞的用法は大宰・国宰・朝宰など二字熟語としての使用が中心であるが、『書紀』では宰一字の使用例もみられた。既述の新羅宰や海人之宰はその例であるが、敏達六年五月条「遣大別王與小黒吉士、宰於百済国」の割注に「王人奉命、為使三韓、自称為宰。言宰於韓、蓋古之典乎。如今言使也。余皆倣此」とあるのは注目される。『書紀』の分注について編纂時の原注か後人説の撻入かの議論があることは周知のことであるが、『書紀』でも敏達六年条と欽明十一年四月条の三例⁽²⁰⁾

表1 「宰」一覧

	天皇	年次	名詞	人名	動詞	備考	出典
1	清寧		針間国之宰	山部連小楯			古事記
2	神功	撰政前紀12月	新羅宰			一云	日本書紀
3	応神	3年11月	海人之宰	阿曇連祖大浜宿祢			
4	継体	1年2月10日			前王之宰世	奏請文	
5	敏達	6年5月5日	宰於百济国	大別王・小黒吉士			
6			宰	王人		割註	
7			言宰於韓			割註	
8	推古	15年2月9日			我皇祖天皇等宰世也	詔	
9	孝徳	即位前紀	宰臣之勢	(中臣鎌子連)			
10		大化2年3月2日			宰萬民	詔	
11	文武	1年8月17日	国々宰等			即位宣命	
12		3年7月19日	朝宰				
13		大宝1年6月8日	国宰郡司			勅	
14	元明	和銅5年9月23日	司宰			太政官議奏	
15	元正	養老6年11月19日			厭宰萬物	詔	
16	聖武	神亀5年3月11日	諸宰相等			制	
17		天平10年10月25日	国宰				
18		天平宝字1年7月12日	宰輔之任	右大臣藤原豊成		勅	
19	孝謙	天平宝字1年8月4日	宰輔	中納言多治比広足		勅	
20		天平宝字2年2月27日	宰輔			勅	
21	淳仁	天平宝字3年5月9日	宰相			勅	
22		天平宝字3年6月22日	宰相			勅	
23	称徳	天平神護2年9月5日	良宰			勅	
24		宝亀5年3月4日	上宰	金順貞		新羅	
25	光仁	宝亀10年5月17日	国宰			宣勅・唐使	
26		宝亀10年8月23日	牧宰之輩			勅	
27		延暦5年4月11日	国宰郡司			詔	
28	桓武	延暦6年6月25日	牧宰之輩			宝亀10年制	
29		延暦9年2月18日	宰輔之胤	藤原浜成		薨伝	

表2 宰及び総領一覧

	天皇	年次	地域	官職	人名	記事	出典
1			常陸・行方郡	国宰	當麻大夫	當麻大夫の時代に池を築いた	常陸国風土記
2			常陸・久慈郡	国宰	久米大夫	久米大夫の時代に地名を改めた	
3			常陸・多珂郡	国宰	川原宿祢黒麻呂	黒麻呂の時代に石壁に菩薩像を彫る	
4	(持統)	庚寅年	播磨・飭磨郡	宰	上野大夫	上野大夫の時代に地名を改めた	播磨国風土記
5			播磨・揖保郡	宰	道守臣	道守臣の時代に地名を改めた	
6			播磨・揖保郡	宰	田中大夫	田中大夫の時代に地名を改めた	
7	近江天皇		播磨・讃容郡	此国之宰	道守臣	官船を船引山で造る	
8	孝徳		常陸・総叙条		高向臣・中臣幡織田連	坂より東の国を惣領する	常陸国風土記
9		己酉年	常陸・香島郡	惣領	高向大夫	神郡別置の申請を受ける	
10		癸丑年	常陸・信太郡	総領	高向大夫	信太郡別置の申請を受ける	
11		癸丑年	常陸・行方郡	惣領	高向臣・中臣幡織田連	郡家別置の申請を受ける	
12		癸丑年	常陸・多珂郡	惣領		多珂・石城二郡分置の申請を受ける	播磨国風土記
13	不詳		播磨・揖保郡	総領	石川王	都可村を広山里と改める(広山里条)	

以外には他に例をみない「王人」が引用文に使用されていることは、原史料の記載に忠実であることを示しており、原注とみて大きな誤りはないであろう²²。

「王人奉命」以下は分注を加えた人物の引用であり、「言宰於韓」以下はその人物の解釈である。王人は『書紀』の四例を除くと他にみえない稀な用語であることから、敏達六年条の割注と欽明十一年条の本文は同系統の史料であると考えられる。両記事の内容は共に百済に関係するものであり、後者では本文に対応する割注に「百済本記」を引用していることは、王人が百済系史料に出るものである可能性を示唆するといえるのではなからうか。敏達六年条の本文と割注の対応関係は、大別王與小黑吉士—王人・宰於百済国—為使三韓となり、「自称為宰」は引用文筆者の使に対する説明的記述といえよう。この引用文は王人⁽²²⁾使(使節) 宰であるといっているのであって、しかもその筆者にとつて「宰」が身近な用法でなく、ヤマト王権の派遣「使」の自称である、即ち「宰」の文字はヤマト側に起源する使用であるといっていると理解されるのである。この割注は王人を派遣した側に立っての記述ではなく、派遣された側からの記述と考えられるが、そうであれば「宰」の使用は少なくとも百済側に発するものでないことが確認できるといえるであろう⁽²³⁾。

またこの敏達紀の割注の筆者は「言宰於韓」、蓋古之典乎。如今言⁽²⁴⁾使也。余皆倣⁽²⁵⁾此」と解釈し、宰⁽²⁶⁾古之典・今⁽²⁷⁾使(使者・使節の意)と理解している。「今」が割注が書かれた時期、『書紀』編纂時を指していることに異論はないであろう。諸外国や畿外に派遣されるミコトモチはこの時期には「某使」と称され、「宰」といわれるのは「蓋古之典乎」と解されている。このことは素直に解釈すれば、ミコトモチという和語が古之典だといっているのではなく、その和語に相当する「宰」の使用

が「使」に先行するといっているのである。事実そう理解して誤りはないであろう。古之典⁽²⁸⁾古典であり、典に書物・法則などの意味があることを考慮するならば、「宰」の使用の淵源は古い書物、中国の古典にあるのではないか、といっているとも理解できると思われるのである。

(四)

本節では前節で扱った三書以外の史料における「宰」の使用例をみることにしたい。先ず総領の記事をもつ『風土記』であるが、『風土記』には前二稿で検討したように大宰の用例は一例も見出しえなかったが、それ以外の宰の使用例は表2の通りである⁽²⁴⁾。

『風土記』で宰の字が使用されているのは、常陸と播磨の二書であるが、動詞の用例はなく、全て名詞としての使用である。『常陸国風土記』は国宰某、『播磨国風土記』は「某が宰たりし時」というように各書で同一表記であることは、編纂による統一の可能性がある。後者の場合、道守臣について揖保郡香山里条に「為⁽²⁹⁾宰之時」、讃容郡船引山条に「為⁽³⁰⁾此国之宰」とあることから、宰が国宰の意味で使われていることは明らかである。

さらに表2の饒磨郡小川里条には、欽明朝に私里と号した地を上野大夫が宰であった庚寅年に小川里と改名した、とその年次を明記している。庚寅年は庚寅年籍が作製された持統四(六九〇)年とみて誤りはないであろう。前稿(二)でも触れたように、近年では『播磨国風土記』における里の成立時期については、一般的な成立を庚午年(天智九年、六七〇年)とする説が有力⁽²⁵⁾になってきたことを考慮すれば、庚午年と同様に年籍作製の年である庚寅年の地名改名は矛盾なく、異とするには当たらない。また、讃容郡船引山条に道守臣が国宰であった「近江天皇之世」

に官船をこの山で造った、とその在任時期を近江天皇Ⅱ天智天皇の時代としている。天智朝のこの時期に(播磨)総領に石川王が在任していたことは前稿(二)で指摘したが、そうだとすれば同時期に播磨に国宰道守臣と総領石川王がいたことになる。このことは単なる史料系統の問題ではなく、編者は国宰と総領を区別していたということになるであろう。この点は『常陸国風土記』ではさらに明瞭といえる。

常陸では国宰の在任時期については明記はないが、総領の時期については孝徳朝に当たる干支で明示している。人名の表記を某大夫とする⁽²⁶⁾ことは郡を異にする国宰・総領ともにみられるだけではなく、例えば行方郡のように同一郡に関係する国宰を常麻大夫、総領を高向臣・中臣幡織田連と異なる表記をしているのである。高向臣について信太郡では高向大夫としていることは、国宰と総領は単に史料系統を異にする表記であるとも、郡ごとに編纂が異なるともいえないのである。これらの点からは、国宰と総領は別の官職⁽²⁷⁾であり、編者はそのことを認識していたと考える他はないのではなからうか。

このように対象地域も編纂過程も異なる常陸と播磨の『風土記』でもとも国宰を某大夫と表記し、さらに総領についても同様に某大夫と記していることは、この表記の使用時期の近似性を示唆するものと理解することができる。そうだとすれば、『風土記』における国宰の表記は七世紀後半という時期を反映したもので、国宰はこの時期には存在していたということになる。

ところで「宰」について近年新たな史料が出現した。一九九二年の藤原宮の発掘調査で出土した表裏異筆の、(表)「検印」(裏)「粟道宰熊鳥□」と釈読される検封(封緘)木簡⁽²⁸⁾である。木簡で大宰以外で宰の字をもつきわめて珍しい例であるが、粟道は「粟への道」Ⅱ淡路のことで、

「淡路のミコトモチの熊鳥(人名)」という意味と解される。粟は令制国阿波の古い表記で、この木簡の時期は七世紀後半、恐らくは天武・持統朝頃とみて大過ないであろう。また、この宰は国宰を意味することは間違いない、これまでの宰がいわば二次的な編纂書に出典をもつものであったのに対し、一次史料であることは貴重である。

この木簡についてはいくつかの点で注目されるが、『続紀』宝龜八(七七)年八月条の大伴宿禰古慈斐の薨伝に「飛鳥朝常道頭大錦中少吹負之孫」とある常道頭との関係でも注目される。少吹負は壬申の乱で大海人皇子の側で活躍した大伴吹負であり、孫の薨伝に記す常道頭は彼の極官であろう。この常道頭については常道Ⅱ常陸、頭Ⅱカミ(長官)であって、のちの常陸守と同義の一段古い用字であり、近江令制下の地方官職⁽³⁰⁾である、といわれている。吹負は天武十二(六八三)年八月に死去している⁽³⁰⁾ので、近江令制下の天武朝に常道頭の官が存在していたことは否定できないであろう。先の粟道宰と比較すると、粟道と常道の表記は同一とよい共通性をもっている。また、宰と頭については『書紀』持統八(六九四)年三月条に「国司の頭より目に至る」とあり、この国司が国宰を潤色したものであるところから頭が国宰のカミを意味する国頭(令制の国守に相当)であることが知られる。このことは『住吉大社神代記』⁽³¹⁾播磨国賀茂郡椅鹿山領地田島段に「即乙丑年十二月五日、宰頭伎田臣麻、率^三助道守臣老夫・御目代伎田連麻麻呂等、尋^三大神御跡奉^三寄定」からも確かめられるといえよう。この記事は先にみた『播磨国風土記』讚容郡船引山条の「近江天皇之世、道守臣為^三此国之宰」との関係が注目されるが、この『神代記』の扱いには注意しなければならぬ。これまでの研究によれば、乙丑年は天智四(六六五)年が適当とされ、両書の道守臣については、前者の助は二等官のスケ、後者の国之宰

は総称としての国宰またはカミへの昇任を意味するものともいえるが、同一人の可能性は十分に考えられる。さらに頭の伎田臣麻は『書紀』天智即位前紀の是歳（斉明七年）条の播磨国司岸田臣麻呂と同一人とも考えられるのである。この国司は繰り返し述べたように国宰を潤色したものと考えるべきであり、そうだとすれば斉明朝にも国宰が存在していた可能性が窺えるといえよう。『神代記』の頭一助一目は『書紀』持統八年三月条に対応するものであり、持統紀の目は四等官制のサカンを指すものではなく、三等官制の三等官であることになる。国宰期における国宰は、長官（頭）―次官（助）―実務官人（目）の三等官構成であった。³²⁾

ところで養老令文での「宰」の使用例は大宰府関係以外では知られないが、『令集解』の「義解」等諸説には「宰」の使用が若干みられる。人名「宰我」（職員令神祇官条）や中国の官職の『周礼』大宰之職（職員令太政大臣条）と「冢宰」（公式令論奏式条・義解）を除くと、異行の説明に中国の例を挙げた中に「卓茂宰密、修善避蝗之類」（戸令国司巡行条穴説、考課令殊功異行条義解・釈説）の動詞的用例や同じく徳義についての例示に「劉昆作宰」（考課令善条・義解）の名詞的用例がある。これらはいずれも養老令施行以後の注釈の引用であり、目下の考察の直接の参考にはならない。

職員令太政大臣条の「経邦」について、跡説に「補江反、周礼大宰之職、掌建邦之六典、以治邦国、鄭玄曰、大曰邦、小曰国、邦之所居亦曰国、（略）」という一節が付されている。これが跡説本来の一部なのか、後人の付加なのか、いずれにしても跡説の成立が延暦年間³³⁾といわれていることからすれば、この一節がそれ以降のものであることは間違いないと思われる。そこにはわが国の大宰（府）と同じ表記である『周礼』（天官）の大宰が、わが国の太政大臣に相当するという認識、表

1にみられた宰相・宰輔に共通するという理解の存在が窺われる点に注意しておきたい。

(五)

これまで前二稿で扱った筑紫・吉備大宰と総領の史料範囲を踏まえながら、いくつかの史料における「宰」の用例についてみてきた。そこでは動詞としては「大王の代理としておさめる・つかさどる」の意味で使われており、名詞としては宰や国宰など官職的な使用が確かめられた。後者の宰はミコトモチと訓まれるところから、前者に通じる含意を認めることができる。

ところで宰の用例を表1・2に拠って少し詳しくみると、針間之宰・新羅宰・海人之宰・粟道宰など宰の前に特定の名詞を付しているものがある。多くの場合は地名であるが、³⁴⁾「某所のミコトモチ」||「大王（天皇）のミコトを奉じて某所に派遣され、その地で事を治める者（使）」の意味である。表2の『播磨国風土記』に天智朝の道守臣を「此国之宰」と表記している此国の此が播磨を指していることは明らかであり、「播磨国之宰」||播磨国宰である。針間之宰や粟道宰の針間・粟道は国造のクニを指すものではなく、令制下の国に派遣される宰を一般的に国宰と称するようになるのは、やがてそうした国に派遣される宰を一般的に国宰と称するようになるのは、令制下の国司の例を待たずともなく、不思議なことではない。針間之宰・新羅宰・海人之宰などについては、各々の史料に示す時期にその表現が存在していた訳でもない。既述のように多くは新しい要素がみられる説話・伝承の類であり、後代的表現・用字の可能性が多分にあることを考慮しなければならないのである。

ミコトモチがこれまで述べたきたような意味を有するものであれば、

ヤマト王権の一定程度の展開を背景に生まれた言葉であり、和語ミコトモチの発生とそれを中国文字の宰で表わすようになる時期とは、時間的な差があっても不思議ではないのである。ミコトモチがこの時に初めて置かれたというのではないが、クニ(国)ノミコトモチ(宰)は大化の「東国国司」の派遣と密接な関係があったというべきであろう。欽明朝の白猪・児島屯倉の管理者||田令も広義のミコトモチの範疇に入ると考えてよいと思われる。その田令の訓みを『書紀』欽明十七年条では「陀豆歌毗」(タツカヒ)と訓注を付しているが、その意味はタ(田)＋ツカヒ(使)である。ツカヒとミコトモチは表裏の関係にあるといつてよいであろう。なお、複数の田令を統轄するのが総領であり、この系統と国宰(国司)とは異なるものであることは、既に前稿(二)でも述べたところである。

一 国宰・大宰とミコトモチ
某クニノミコトモチ(某国宰)とミコトモチ(宰)の関係は以上のことを勘案すれば、前者の某クニが省略されたのが後者であるのではなく、後者を元に某クニの如く派遣先等が特定されて前者の表現となったと考えられるのである。漢字表記としても国宰の省略形が宰であるのではない。では、国宰と同様の表記の大宰はどうであろうか。

大宰府覚書(三)
先にみたように、わが国古代において「大」には大王(天皇)や朝廷との緊密な関係を表わす意味を有し、さらに古代における近代化を推進する舒明系との強い繋がりが窺えたのである。大宰も大+宰であって、表記としては国宰同様に宰||ミコトモチが基本であると考えられるが、宰に冠するオホ||大はクニ||国に比べ概念的・抽象的といえるかも知れない。オホミコトモチもクニノミコトモチもミコトモチの漢字表記に宰を共有するところから、国宰・大宰の表記成立時期に大きな時間差はないと推察される。前稿(一)で考察したように大宰が齊明天皇の百済出

兵と筑前朝倉宮への西下を契機として筑紫・吉備に派遣設置された臨時的な軍政府機能をもつものであると考えたが、国宰と大化の東国国司が関係するとすれば、国宰に遅れて成立した名辞ということになる。

国宰と大宰の近似性は、その後身の国司と令制大宰府に対する認識からも窺えるのではなからうか。『萬葉集』に「大君の遠の朝廷」と詠まれた歌が八首ある。「遠の朝廷」は都から遠く離れた朝廷という意味であるが、周知のように①大伴家持が「大君の遠の朝廷ぞ み雪降る 越と名に負へる 天離る 鄙にしあれば」(四〇一番)と任地の越中で詠んだ「大君の遠の朝廷」は国府を指し、②大宰帥大伴旅人が「大君の遠の朝廷と しらぬひ筑紫の国は」(七九四番)と詠んだそれは大宰府を指した表現である。この他に③天平八(七三六)年の遣新羅使一行が難波から対馬に至る航海中に詠んだ歌の中に大使阿倍朝臣繼麻呂が筑前志麻郡の韓亭で詠んだ「大君の 遠の朝廷と 思へれど」(三六八八番)などは①②とは些か趣きを異にし、「遠くへ派遣される官人の意で用いられた」といわれる。このように解してよければ、まさに先の新羅宰や派遣されて「百済国に宰とす」(敏達六年五月条)に相当するといつてよい。③はさておき、国府・大宰府がともに「大君の遠の朝廷」と詠まれたことは、両者の類似性の認識を反映したものであり、国宰と大宰にその関係は遡るといつてよいであろう。

それではミコトモチを表わす文字として充てられた宰について、次に整理することとしよう。

(六)

「宰」の字は『説文解字』(第七下)によれば、「粵人在屋下執事者、從レ宀從レ辛、辛粵也」とある。粵人とは、辛を入墨のための

針で、畢あるものと解したためであろうといわれるが、³⁸は宗廟の建物、辛は曲刀で、廟中において犠牲を宰割するのは家老などの職にあったもので、特に重要な儀礼の時には王自らが鸞刀を執ることもあったが、祭事にそのことに従うのが宰の職務とするところであった、といわれる。

わが国ではこうした犠牲を宰割する儀礼はなく、受容された中国の政治文化にもみられない。しかし、犠牲を処理する人物は単なる料理人ではなく、政治的にも全権を握る最高の支配者³⁹王やその委任をうけた者であることは、全権を握って処分するという意味の宰割・宰制の言葉があるように注目される。『史記』（禮書第一）に「太史公曰、洋洋美德乎、宰制萬物、役使群集、豈人力也哉、余至大行禮官、觀三代損益、乃知緣人情而制禮、依人性而作儀、其所由来尚矣」などであるのは、宰の意味の一端を示唆するものである。⁴⁰

ところで先に『令集解』の諸説についてみたとき、職員令太政大臣条に太政大臣の職務の「経邦」について「周礼大宰之職」を引用した説明があった。『周礼』（天官冢宰第一）によれば、大宰の他に小宰・宰夫・内宰など、宰系統の官が知られる。大宰の所掌は「掌建邦之六典、以佐王治邦国」、一曰治典（略）、二曰教典（略）、三曰禮典（略）、四曰政典（略）、五曰刑典（略）、六曰事典（略）」であり、「惟王建國、辨方正位、體國經野、設官分職、以爲民極、乃立天官冢宰、使帥其屬而掌邦治、以佐王均邦国」（敍官）と記すように大宰冢宰であった。この点からすれば、周礼大宰の職掌・地位に太政大臣が準ずるものとするのは、強ちの外れではないといえよう。

『令集解』に引用される『周礼』は、釈説の三十余、古記の七の他は、義解・伴・穴・蹟・讚・朱説などは各二・三ヶ所程度である。⁴²その引用が令の編目の中で職員令が一番多いのは当然といえるかも知れないが、

周礼大宰と表記を同じくする大宰府条に一例も引用がないだけでなく、古記を含む諸説は大宰（府）の官職名については全く議論していないのである。その後においても『釈紀』の「述義」も触れるところはなく、「大宰」の名称の起源・由来については、今日まで余り論じられることはなかった。近世に至って、河村秀根・益根の父子は『書紀集解』⁴³のなかで大宰の史料の初出である推古十七年条の筑紫大宰について、「周禮天官曰大宰之職掌建邦之六典、以佐王治邦国」と注釈を付したのである。この河村の説は、周礼大宰とわが国の大宰・大宰府の内容などを細かく比較研究した結果というよりも、表記の同一性に引かれたものではないかと思われる。

勿論、『令集解』の諸説が首尾一貫して完全に残っているわけではないが、天平十（七三八）年頃の成立といわれる古記以降の奈良・平安期において、大宰（府）の名称の起源については議論するに値しないほどに自明のことであったのか、あるいは既にその起源が忘れ去られるほど時間が経っていたのか、といったようなことが推測される。跡説関連の周礼大宰を太政大臣に相当するもの、大宰冢宰とする理解は、表1にみられる宰輔・宰相の使用例からしても特異なものではないと思われる。少なくともこの時期には、周礼大宰とわが国の大宰府は政治的なレベルを異にし、大宰府（大宰）の名称は周礼大宰に直接由来するものではない、という認識の存在は認めることができるのではなからうか。議論するに値しないほど名称の起源が明白であったとは考えられず、その起源について忘れ去られるほどに時間が経ち曖昧になっていったというべきかも知れない。

七世紀の国際情勢と相俟って、舒明系の中大兄らの新しい世代による近代化⁴⁴の中で、律令が取り入れられ、さらには「礼」の伝来も無視でき

ないものがあるといわれる。中国の都城制の導入も近代化の指標の一つであった。天智天皇の大津宮の段階では都城制の実現はみられないが、天武朝に計画され、持統朝に完成した新益京(藤原京)ではその実現をみた。その都城の復原は岸俊男氏⁽⁴⁵⁾の案が発表されて以来今日まで定説的な位置を占めてきたが、その後の復原京城周辺の発掘調査によって、今日では京城がさらに広がることが明かとなり、「大藤原京説」⁽⁴⁶⁾が有力となってきた。その結果、藤原京はほぼ正方形の京城で、中心部に宮があり、宮の後方に市が想定されるなど、中国の長安や洛陽はもとより、他に余り類のない都城であることがわかってきた。ところがこの都城形式は『周礼』(冬官)「考工記」の「匠人宮国、方九里、旁三门、国中九经九纬、经涂九軌、左祖右社、面朝后市」に基づく可能性が高くなってきた。藤原京の計画・建設時期には唐との交通はなく、長安なども異なる型式であることから実見によるものとも考えられず、『周礼』「考工記」によって建設した「理想の都城」の可能性が高いと考えられるのである。⁽⁴⁷⁾

『周礼』は大学寮で学ぶべき書と定められ中経に分類されていること(養老学令)や藤原京と「考工記」の関係からして、中大兄や大海人皇子の時代にはよく知られ、近代化に資するものがあつたことは間違いないと思われる。また、中国における大宰の置廃について『通典』(卷二十、職官二)によれば、「太宰、於殷為六太、於周為六卿、亦曰三宰」。周武帝周公始居之、掌建邦之治、秦漢魏並不置」とあり、晋以降南北朝の置廃を経て「自隋而無」であつたという。わが国の近代化は中国南北朝の統一、隋・唐の成立とその圧力、百済出兵の失敗などの厳しい東アジアの国際情勢が大きな影響を与えたが、同時に遣隋使・遣唐使、特に前者の影響には大きなものがあつた。しかし、五世紀の倭の五王の時代から百年ぶりに正式な通交を行った隋には、大宰が置かれていなか

つたのである。舒明朝以降の近代化の時期に中国の大宰を知る機会があつたとすれば遣使による見聞体験ではなく、齎された書物『周礼』を通じてであつた可能性は高いと考えられるが、その「周礼大宰之職」が筑紫・吉備大宰に直結するものでないことは既に言及したところである。

(七)

これまでみてきたようにクニノミコトモチやオホミコトモチは、ミコトモチの職務をより限定的に表わすために某クニやオホの修飾的な限定語句を付したもので、基本はミコトモチ(ミコト+モチ)であり、従つてその漢語表現の国宰・大宰も基本は宰にあつた。オホは特に舒明朝以降において大王(天皇)と密接な関係をもつ言葉で、オホヤケ・オホナメ・オホニへにも通じる和語であつた。恐らくその関係はミコトモチ↓クニノミコトモチ↓オホミコトモチの時系列的成立を想定できるのではないかと思う。さらにミコトモチの性格は基本的には短期在任の使者であつたのが、やがて令制国の成立過程でより長期的な在地滞在型のクニノミコトモチが成立し、やがて都督府的⁽⁴⁸⁾性格をもつたオホミコトモチが百済出兵という情勢の下で設置されたのであつた。

ところで宰の漢字の意味は先にみたように、『説文解字』によれば祭事における犠牲を料理すること、全権を握つて処分すること(宰割)にあり、後代にはそれから展開して『集韻』では官・ツカサの意味にも解されている。確かに政治的・宗教的儀礼として中国的な犠牲を屠ることはなかつたにしても、ヤマト王権の全国統一の過程で、服属した豪族とヤマト王権の大王との間では後の大嘗祭に展開する服属儀礼、即ち食物供献上を中核とするヲスクニ⁽⁴⁹⁾ニヒナメ儀礼⁽⁴⁹⁾が執り行われていたのである。大嘗祭は天皇の一代一回限りの即位儀礼⁽⁵⁰⁾服属儀礼であつたが、在位中

に天皇に対する臣下の服属の誓いは毎年年頭に朝賀の儀礼という形で繰り返し確認されたのであった。このような例を合わせ考えた場合、服属豪族に対する遣使はその儀礼を背景にした大王（天皇）のミコトモチであり、まさに「宰」に通じる性格をもつものといえるのである。国内外へ派遣される大王の使は一般にミコトモチであるが、恐らくは屯倉の田令（領）や総領、また大化の「東国国司」もその使の範疇に含めてよいであろう。その使（ミコトモチ）をどのように漢字表記をするかは、実際に即したより具体的なものから思想的・抽象的なものに変化するのにはこれに限らず一般的現象であり、中国政治文化の受容の段階差を考慮すべきではなからうか。そういう点からすれば「宰」字の使用は相対的に新しいと考えられるのであるが、オホ+ミコトモチがなお一層抽象的であることは首肯されるであろう。

オホ+ミコトモチを大+宰と漢字表記したのは上叙のごときわが国のオホの意味を反映したものであり、周礼大宰の直接の借用ではなかったと考えられる。わが国の大宰は結果的には周礼大宰と同じ表記となったが、周礼大宰の政治的位置付けとも大きくは抵触するものではなかったといえそうである。東アジアの激動と緊張の斉明天皇末年に天皇（大王）とヤマト王権の中枢あげて畿内を離れるという事態を抜きにしては、オホミコトモチの存在も設置もなかったであろう。また、筑紫と吉備に置かれた大宰に王クラスの皇親が任命される原則がみられることは、他のミコトモチとはレベルを異にするものとしてのオホミコトモチであったことを示していると思われるのである。

今日、グザイフの漢字表記について、太宰府市や太宰府天満宮などは「太」と表記するのに対し、古代を中心とする時代の歴史（学）的表記は大宰府と「大」を使用し、区別しているのが一般的である。⁽⁵⁾ 古代でも

史料によれば「太」表記をしているものがあり、⁽⁶⁾ 厳密には「大」で全て表記されてはいない。しかし、小稿で述べたことからすれば、筑紫・吉備大宰から令制大宰府にかけての古代における表記は「大」が正式な本来的なものであったと考えられる。この点については、機会をみて改めて整理したいと思う。

以上、冗長な論述を連ねてきたが、一先ず擱筆することとしたい。小稿では「大宰」の語の起源と意味を中心に考えようとしたものであるが、中国史に疎く初歩的な誤りや大宰の語についての先行研究の見落としなどもあるのではないかと恐れる。諸賢のご寛恕を乞うとともに、ご批判ご教示を得て、さらに考察を深めることができればと願うものである。

註

(1) 拙稿「大宰府覚書―筑紫大宰の成立―」〔福岡教育大学紀要〕第五十三号第二分冊、二〇〇四年。前稿(一)と略称する。

(2) 拙稿「大宰府覚書(二)―吉備の総領と大宰―」〔福岡教育大学紀要〕第五十四号第二分冊、二〇〇五年。前稿(二)と略称する。

(3) 『書紀』欽明三十年四月条に白猪史胆津を白猪屯倉の田令に任じ、同時に児島屯倉の田令葛城山田直瑞子の副としたとある。これについては、前稿(二)を参照されたい。

(4) 総領の存在が史料上明確に知られるのは、東国の常陸と西国の吉備・周防・伊予・筑紫の五地域五総領であるが、前稿(二)で指摘したように、播磨にも総領の存在を認めるべきである。

(5) 按察使は『続日本紀』養老三(七一九)年七月十三日条に「始めて按察使を置く」とあるように、この時に設置された地方行政監察のための令外官であった。それまでの巡察使とは異なる地方在任制

であり、例えばこの時「伊勢国守従五位上門部王をして伊賀・志摩の二国を管めしむ」とあるように国司を按察使に任じ、近隣諸国を監察させたことが知られる。菊地康明氏によれば、わが国の按察使の制は唐の景雲二(七一)年創設の十道按察使に倣ったもので、養老二年に帰国した第九次遣唐使によって将来されたものと考えられるが、唐制にみえない特色を有して、その根底には総領制に連なる我国固有の地方行政組織が存していたものように思われる、といわれる(「上代国司制度の一考察」『書陵部紀要』六、一九五六年)。わが国の按察使について坂元義種氏は、それが唐制に倣ったものとしながらも、地方長官でありながら近隣諸国を統轄する上級地方官としての性格は、前代の総領制から継承した歴史的性格の一端であり、唐制に先んじた面をもっていた、といわれる(「按察使制の研究」『ヒストリア』第四・四五合併号、一九六六年)。しかし、坂元氏の総領についての理解は、総領即大宰説に立つものであり、数ヶ国に及ぶ特定地域を管轄する上級統轄官司で、時にはその地域内の一国司を兼任することもあり、壬申の乱以降の天武朝の設置である(「古代総領制について」『ヒストリア』第三六号、一九六四年)、というものである。菊地氏も総領は又大宰とも称され、その所管地方に国宰又は国司が任命される以前には、後の数箇国を包括する広い地域を統治する地方長官であったが、天武朝以降の総領の中には、令制の国司の別称とも考えられるものがあり、一貫した官制として考え難いものがある、といわれる。前二稿で述べたような筆者の理解とは異なるものであり、従い難い。

(6) 参議の初見である『統紀』大宝二年五月丁亥条には従三位大伴宿禰安麻呂たち五名に「勅して、朝政に参議せしめたまう」とあるよ

うに、参議という言葉はここでは彼等の職務・権能を示す動詞として使用されている。それがやがて職務を意味する名詞となり、官職名となったのである。

(7) 筆者は大宰府や大宰についての論稿に漏れなく目を通した訳ではなく見落としても多いと思われるが、例えば『国史大辞典』第九卷(一九八八年)の大宰府関連項目や大宰府についての文献史学からの专著である倉住靖彦『大宰府』(教育社、一九七九年)、同『古代の大宰府』(吉川弘文館、一九八五年)などでも言及されていない。

(8) 国史大系本・岩波本などによる。オホミコトモチまたはオホミコトモチノツカサのいつれかであり、それ以外の訓みはみられない。なお、『釈日本紀』(卷二十・秘訓五)には大宰(府)の訓みは記されていない。

(9) 直木孝次郎「難波津と難波の堀江」(小笠原好彦・直木孝次郎編著『クラと古代王権』、ミネルヴァ書房、一九九一年、のち同著『難波宮と難波津の研究』に再録)。

(10) 百済大寺については一九九七年以降奈良文化財研究所による発掘調査で明らかになった吉備池廃寺(奈良県桜井市吉備)と推定されるに至ったが、妥当な説と思われる(奈良文化財研究所編『大和吉備池廃寺』、吉川弘文館、二〇〇三年)。なお、『書紀』と『大安寺縁起』の関係等については、塚口義信「百済大寺に関する基礎的研究」(『日本書紀研究』第十八冊、塙書房、一九九二年)が参考となる。

(11) 福山敏男「額田寺(額安寺)」(同著『奈良朝寺院の研究』、高桐書院、一九四八年、のち一九七八年に綜芸舎から再刊)。否定的な通説に対して、狩野久氏は熊凝寺について、資財帳の時点で大安寺側がこの話を作り上げる必然性は考え難く、道場・精舎といわれるよ

うに独立した寺院を形成するに至らず、宮室付属の仏堂のようにも考えられ、従って所在地が不明であり、『書紀』にも登場しないが、そのことをもって否定し去ることは問題である、といわれる（「額田部連と鮑波評」、岸俊男教授退官記念会編『日本古代政治社会史研究』上巻、塙書房、一九八四年、のち同著『日本古代の国家と都城』に再録）。また、東野治之氏も、吉備池廃寺と創建時の法隆寺（若草伽藍）に同タイプの瓦があることから両寺の瓦工人間に交流があったこと、再建法隆寺の伽藍配置（東に金堂、西に塔）の原型が吉備池廃寺に求められる可能性があることから、『大安寺縁起』の聖徳太子と田村皇子の話を「よくある寺院の縁起譚」と一蹴することに注意を促されている（「ほんとうの聖徳太子」『ものがたり 日本列島に生きた人たち』3 文書と記録 上、岩波書店、二〇〇〇年）。

なお、『書紀』で大寺の記載のある寺院は、百濟・高市両寺の他は、崇峻即位前紀の厩戸皇子の四天王寺、大化元年八月八日条の大寺を一説には飛鳥寺とする二寺が知られる。

(12) 岡田精司「大化前代の服属儀礼と新嘗」、『日本史研究』第六〇号・第六一号、一九六二年、のち同著『古代王権の祭祀と神話』に再録。

(13) 相嘗祭の成立時期については天武朝とする考えが強いようであるが（例えば黒崎輝人「相嘗祭班略の成立」、『日本思想史研究』第一三三号、一九八一年）、相嘗祭の祭祀内容が天武朝以前に遡る可能性があるとしても、それに相嘗（相新嘗）という文字が当てられるのはそれほど古いことではなからう。二宮正彦氏が「大嘗祭・相嘗祭が国家祭祀に整備される時期を天武朝に求めるのは、きわめて蓋然性に富む」（「相嘗祭の一考察」『史泉』第一六・一七合併号、一九五九年、のち同著『古代の神社と祭祀』に再録）といわれるのは妥当なもの

である。

(14) 「宰」字の検索については、高木市之助・富山民蔵編『古事記総索引』索引編（平凡社、一九七四年）及び補遺（同、一九七七年）、中村啓信編『日本書紀総索引』漢字語彙編（角川書店、一九六四～六八年）、星野聡・村尾義和編『続日本紀総索引』（高科書店、一九九二年）を参照した。

(15) 表1の5・7は動詞として「おさめる」と訓めないこともないが、通例的に「みこともち」と訓むこととする。

(16) 表1の宝亀五（七七四）年三月条の「上宰」は新羅の宰相を意味する表記であろう。金順貞については『続紀』神龜三（七二六）年七月条に伊滄金順貞とみえ、去年六月三十日に死去したことが知られる。帰国する新羅使に与えた璽書に「汝卿（順貞）彼の境を安撫して、我が朝に忠事す。（略）哀しきかな。賢臣国を守りて、朕が股肱とあり。今は亡し。我が吉き士を殲しつ」と、深い哀悼の意を表している。また『三国史記』（新羅本紀）景德王条に「妃伊滄順貞之女也」と記す。

(17) 令制国司の前身が国宰であったと推定されている。藪田香融「国衙と土豪との政治関係」（岡崎敬・平野邦雄編『古代の日本』第九巻、一九七一年、のち改題して同著『日本古代財政史の研究』に再録）や直木孝次郎「大宝令前官制についての二、三の考察」（井上光貞博士退官記念会編『古代史論叢』中巻、吉川弘文館、一九七八年、のち同著『飛鳥奈良時代の考察』に再録）を参照。

(18) オケ・ユケ王の説話については、日本書紀研究会例会（二〇〇一年、京都）において「オケ・ユケ雑考」と題して口頭報告を行なった。この説話は新しい要素を含み、構想されたものであって、国宰・

国司の使用もその範疇に含まれるものと考えられる。

(19) 『書紀』の分注についての研究は多いが、非本注説としては岩橋小弥太「日本書紀古註論」(『日本学士院紀要』十一―二、一九五三年、のち同著『上代史籍の研究』上巻に再録)、本注説は坂本太郎「日本書紀の分注について」(『史学雑誌』第六十四編第一〇号、一九五五年、のち『坂本太郎著作集』第二巻に再録)を挙げておく。

(20) 夏四月庚辰朔、在百濟日本王人、方欲還之。百濟本記云、四月一日庚辰、日本阿比多還也。百濟王聖明、詔王人曰、任那之事、奉勅堅守。延那斯・麻都之事、問與不問、唯從勅之。因獻高麗奴六口。別贈王人奴一口。皆攻爾林、所禽奴也。

(21) 塚口義信氏は、敏達紀六年条分注は本注であるとしてまず誤りはないであろう、といわれる(「敏達紀の分注について」『伝承文化研究』第五号、一九七〇年)。

(22) 塚口氏は『書紀』の三韓の用例の分析に関連して、敏達六年五月条の文注についても言及されている。古い王人・宰・三韓の用例に使・韓の新しい用例を対照して使用しているとし、三韓の用例が天武十年を最後とすること、また『書紀』編纂時期にすでに三韓の用字を「古之典」といえる程に離れた時期は持統朝ないし文武朝以降であるとされ、三韓のよく使われていた時期は七世紀前半・後葉、即ち推古朝・天智・天武朝ではないか、といわれる(「三韓の用語に関する一考察」上、『日本歴史』第二五八号、一九六九年)。この考えに従えば、「宰」のよく使われた時期も七世紀代ということになる。既述の表1の神功・応神・清寧の時代の記事は年次としては古いの記事には新しい要素も考慮されること、大宰の使用例が推古紀を上限とすることなどからすれば、妥当な推定といえる。しかしながら

前稿(一)などの考察や以下に述べるところからは、「宰」の使用時期に推古朝を含めることには躊躇される。

なお、塚口氏は註(21)論文で敏達六年五月・十一月条について、その本文は比較的原始料の面影を残存しており、その原始料は本文筆録時から古之典乎と感じられるほど離れた頃で敏達朝をそう遠く隔たらない頃、推古朝前後の時代の成立で、「難波大別王ノ寺」に関係した古記録と推測される、といわれる。

(23) 『新撰姓氏録』(左京皇別下)の吉田連の所伝には、己汝の地を任那と新羅が争った時、任那の要請に応じて崇神天皇は塩垂津彦命を派遣したところ、命は勅を奉りて鎮守した。「彼俗称宰為吉」したので、その苗裔の氏を吉氏といった、とある。朝鮮との関係での宰の使用は、新羅宰などに通じるものである。

(24) 『風土記』の宰字の検索には、植垣節也『風土記の研究並びに漢字索引』(風間書房、一九七二年)を使用した。なお、同書が底本とする『風土記』(日本古典文学全大系、岩波書店、一九五八年)では、五風土記以外の逸文には宰字はみられなかった。

(25) 前稿(二)の註(32)の八木充「七世紀の総領について」(『続日本紀研究』第一〇巻第四・五号、一九六三年、のち同著『律令国家成立過程の研究』に再録)などを参照されたい。

(26) 藤原宮木簡に特徴的な表記に「某大夫前白」とあることも参考になるであろう。例えば、「御門方大夫前白上毛野殿被賜」(『藤原宮木簡 一』解説、奈良国立文化財研究所編、一九七八年、木簡九)、「恐々受賜申大夫前筆」(木簡一一)などが知られる。

(27) このことは既に前稿(二)で指摘したが、『続紀』大宝元年四月戊午条に「罷田領、委国司巡檢」とあることは、田領の職務・

権限がこれ以前の国司の前身に国宰にはなかったこと、そして田領を統轄する総領と国宰が異なる存在であることを意味しているのである。『風土記』の記載からも確認できるといってよいであろう。

(28) 一九九二年度の奈良国立文化財研究所による藤原宮第九六―四次調査で、SD五〇二より出土した。木簡の形態は上下端に各々左右の切り込みをもった〇三一形式である。用途は検封木簡で、表裏は異筆と指摘されている(橋本義則氏、『木簡研究』第十五号、木簡学会、一九九三年)。なお、奈文研の「木簡データベース」では「封緘」と分類されている。奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(一一)』(一九九三年)を参照。

(29) 直木孝次郎氏は、①粟道をアハジの最古の用字であって、粟路・淡道から淡路への変遷を推定、②国司に先行して浄御原令制およびそれ以前には、国宰または宰の字が使用されていたことはほぼ確定し、中国の知識により国宰の職名が成立、③熊鳥は氏が省略された名であり、氏は安曇であったと推定され、淡路国と天皇家の関係を考える上でも貴重な史料である、と指摘された(藤原宮木簡にみえる粟道宰について)『岩波講座 日本通史』第二巻月報、岩波書店、一九九三年、のち同著『飛鳥奈良時代史の考察』に再録)。

(30) 田中卓「常道頭」(『続日本紀研究』第一巻第一号、一九五四年、のち『田中卓著作集』5に再録)。

(31) 田中卓氏の校訂・訓解「住吉大社神代記」(『住吉大社史』上巻、住吉大社奉賛会、一九六三年、のち『田中卓著作集』7に写真版を新たに収めて再録)による。

(32) 東野治之「四等官制成立以前における我国の職官制度」(『ヒストリア』第五八号、一九七一年、のち同著『長屋王家木簡の研究』に

再録)。『神代記』および『播磨国風土記』の宰頭や宰についてはの東野氏の考察は妥当であり、従うべきものと思われる。

(33) 『令集解』所引の文は「以治邦国」となっているが、『周礼』の原文は「以佐王治邦国」である。原文は孫詒讓撰『周礼正義』(中華書局)による。

(34) 井上光貞「日本律令の成立とその注釈書」(日本思想大系『律令』、岩波書店、一九七六年、のち『井上光貞著作集』第二巻に再録)。

(35) 海人は地名ではないが、その範囲が特定される点では、地名に準じるものと考えることができよう。

(36) 大宰府の大について狩野久氏も、規模が大きいという意味での使い方もあるが、例えば大伴氏の大は「尊き」の意味で大王直近の氏族の意とみるべきであり、大王との関わりでの大の使い方がある、と指摘されている(筑紫大宰府の成立)『九州史学』第一四〇号、二〇〇五年)。なお、『古事記』の用例については、川副武胤「古事記における大・意富の用法」(『大和文化研究』十二―五、一九六六年、のち同著『古事記の研究』に再録)に整理がある。

(37) 国府を指す例は家持の四一―三番、大宰府を指すのは柿本人麻呂の三〇四番、聖武天皇の九七三番、家持の四三三―一番の歌である。

(38) 三六八番の歌の「天皇の 遠の朝廷 韓国に」も同様に解されるところ。『萬葉集』三(新日本古典文学大系、岩波書店)の解釈による。

(39) 白川静「字統」(平凡社、一九九七年版)。「宰」についての『説文解字』(本文は『説文解字義證』上海古籍出版社を参照)の理解は『字統』による。

(40) その他に『集韻』(巻五)は「子亥切、説文(略)、賈公彦曰宰者

調和膳羞之名、一曰官称、古作窳宰」(『国学基本叢書四百種』、台湾商務印書館)、『増韻』は「宰、主也」(諸橋轍次『大漢和辞典』巻三の「宰」の項を参照)などある。

- (41) 宰系統の官は『周礼』の天官にのみみられる。「敍官」には、「治官之属、大宰、卿一人、小宰、中大夫二人、宰夫、下大夫四人、上士八人、中士十有六人、旅下士三十有二人、府六人、史十有二人、胥十有二人、徒百有二十人」「内宰、下大夫二人、上士四人、中士八人、府四人、史八人、胥八人、徒八十人」とある。これらの官は基本的には大宰を補佐するものであるが、なお独自の任を担っていた。小宰は「掌_レ建_レ邦之宮刑、以治_レ王宮之政令、凡宮之糾禁_レ」(略)、宰夫は「掌_レ治朝之灋、以正_レ王及三公、六卿、大夫、羣吏之位、掌_レ其禁令_レ」(略)、内宰は「掌_レ書版圖之灋、以治_レ王内之政令、均_レ其稍食、分_レ其人民_レ以居_レ之_レ」(略)などである。

なお、『周礼』については『周礼正義』(中華書局)、本田二郎『周礼通釋 上・下』(秀英出版、一九七七・七九年)を参照した。

- (42) 『令集解』に引用されている書籍については、芦川芳郎他編『令集解引書索引』(汲古書院、一九九〇年)によった。

- (43) 『書紀集解』は臨川書店の影印版(一九六九年)による。

- (44) この点の一端は拙稿「日本国誕生覚書」(『福岡教育大学紀要』第四八号第二分冊、一九九九年)などで述べたことがある。

- (45) 岸俊男「京域の想定と藤原京条坊制」(奈良県教育委員会『藤原宮』、一九六九年、のち同著『日本古代宮都の研究』に再録)。

- (46) 小沢毅「都城の誕生 藤原京」(森公章編『日本の時代史』、倭国から日本へ』、吉川弘文館、二〇〇二年)。

- (47) 周知のように藤原京の存続は持統八(六九四)年から和銅三(七

一〇)年までのわずか十六年である。この理由については、宮の場所がやや低地で水はけが良くない、あるいは遷都の伝統による、などの理由がいわれるが、近代化を一定程度成し遂げたことを背景に派遣された大宝元(七〇一)年任命の第八次遣唐使が経験した、彼等が誇らし気に報告したであろう藤原京と彼等の見聞した唐(周)の都との落差も無視できないのではなからうか。

- (48) 『書紀』天智六年十一月条に筑紫都督府という表記が見えるが、これについては前稿(一)を参照されたい。

- (49) 岡田精司、註(12)論文。

- (50) 太宰府市史編集委員会編『太宰府市史 通史編1』(太宰府市、二〇〇五年)の第一編第一章第二節の「太宰府と大宰府」を参照。

- (51) 例えば正倉院文書(『大日本古文書 二』)の「播磨国郡稻帳」には太宰府少監・太宰府進上と「太」の記載がみられる(『正倉院古文書影印集成2』の写真でも確認できる)。また、写真版では精査していないが、平城木簡などでは釈文では「大」であって「太」はみえないようである。